熊本県公報

第１２８７８号
令和元年(2019年)
１１月２６日(火)
(毎週 火・金発行)

目　次

告　　示
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　1
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　1
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　2
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　2
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　2
○保安林の指定に関する予定……（　〃　）　3
○種畜証明書の書換交付に伴う通報……（畜産課）　3
○臨時種畜検査の実施……（　〃　）　4
○保安林の指定の解除に関する予定……（森林保全課）　4
○保安林の指定の解除に関する予定……（　〃　）　4
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……（くらしの安全推進課）　4
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　5
○道路の区域変更……（道路保全課）　5
○道路の供用開始……（　〃　）　5
公　　告
○農用地利用配分計画の認可……（農地・担い手支援課）　6
○農用地利用配分計画の認可……（　〃　）　6
登 載 依 頼
○熊本県農業振興促進審議会の開催……（農業振興促進審議会）　7

告　　示

熊本県告示第５０８号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡益城町大字福原字源志山２３２３番１、２３７５番１

２　指定の目的　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字源志山２３２３番１・２３７５番１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５０９号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字七滝字下沢水４７４５番から４７４７番まで、４７４８番２

２　指定の目的　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下沢水４７４６番（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５１０号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字滝尾字日操２２番２、３７番、３８番１、３８番２、４０番、４１番
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字日操２２番２・３７番・３８番１・３８番２・４０番（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５１１号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字水越字山ケ倉７８２番３、７８３番、７８４番
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ケ倉７８２番３・７８３番・７８４番（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５１２号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡山都町目丸字北ノ又２４４０番１、２４４１番１、２４４２番、２４５８番、２４５９番、２４６０番１、２４６１番１、２４６２番１、２４６３番
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字北ノ又２４４０番１・２４５８番・２４５９番・２４６０番１（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５１３号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡山都町猿渡字迫ノ後１９１６番１、１９１８番１
２　指定の目的　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字迫ノ後１９１６番１・１９１８番１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５１４号

家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）第８条第１項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第２項の規定により公示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

（乳用牛）

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
１１５５２７２８８５５	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野４３３２－１６ 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町３１２ 一般社団法人家畜改良事業団　前橋種雄牛センター
１１４５５０１５０９０	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野４３３２－１６ 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町３１２ 一般社団法人家畜改良事業団　前橋種雄牛センター
１１４７５１１２９９１	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野４３３２－１６ 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	群馬県前橋市金丸町３１２ 一般社団法人家畜改良事業団　前橋種雄牛センター

（肉用牛）

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
１１３６３１５７９２９	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野４３３２－１６ 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下４１５ 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター

１１３４４８９８４３８	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野４３３２－１６ 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下４１５ 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
１０８６６０６５３１１	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野４３３２－１６ 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下４１５ 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
１１５４７３７１１１０	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野４３３２－１６ 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下４１５ 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター
１１３８６９４８６６５	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村河原大野４３３２－１６ 一般社団法人　家畜改良事業団　熊本種雄牛センター	岡山県津山市宮部下４１５ 一般社団法人　家畜改良事業団　岡山種雄牛センター

熊本県告示第５１５号

家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）第４条第１項第２号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和２５年農林省令第９６号）第２条第２項の規定により公表する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　検査の目的

優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため

２　検査の対象家畜

牛　３頭

３　検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
令和元年（２０１９年） １２月２０日（金）	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場 玉名市横島町共栄３７

熊本県告示第５１６号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第３０条の規定により告示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　解除予定保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町中十町字笹原２９８番５３（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

３　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５１７号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２６条の２第１項の規定により次の保安林の指定を解除する予定であるので、同法第３０条の２第１項の規定により告示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　解除予定保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町中十町字笹原２９８番５３（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　公衆の保健

３　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５１８号

熊本県少年保護育成条例（昭和４６年熊本県条例第３０号）第７条第１項の規定により少年に有害な興行として令和元年（２０１９年）１１月１８日次のように指定したので、同条第２項の規定により公示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

種　　別	題　　名	指定理由
有害指定映画	スナックあけみ　濡れた後には福来たる（オーピー） 白い肌の未亡人 私を苛めて（新日本映像） 女校生　快感（新東宝映画） 師匠の女将さん いじりいじられ（オーピー） 新妻の味　ＯＮＡＮＩＥと覗き（新日本映像） 熟女の股ぐら 焦らされて号泣（新日本映像） 豊満ＯＬ　寝取られ人事（オーピー） 好色家族　狐と狸（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第５１９号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽１番１８・１番１９・１０番４４・１０番２８８・１０番２９１（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的　水源の涵（かん）養

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５２０号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年（２０１９年）１１月２６日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町甲佐平字五郎左衛門　８８番２地先から下益城郡美里町甲佐平字南桑野　７０番１地先まで	前	3.8～22.8	390.0	単道改
			後	6.9～41.0	390.0	

２　区域を変更する期日　令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県告示第５２１号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（２０１９年）１１月２６日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考

一般国道	３２４号	天草市港町 ２０番８地先から 同所 ２０番７地先まで	12.3	活力創出基盤交付金
一般県道	本渡港線	天草市港町 ２０番７地先から 同所 ２０番６地先まで	7.2	

２　供用を開始する期日　令和元年（２０１９年）１１月２７日

公　　告

熊本県公告第４６４号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第５項の規定により公告する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
犬童　幸和	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字別府畑２３５４番
西川　定信	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字沼１６５９番
小村　仁	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字下須１５０３番１ほか１筆
株式会社新和有機ファーム	球磨郡あさぎり町上北	球磨郡あさぎり町免田東字久鹿８８４番１
宮川　斉	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町免田東字北築地４９７２番ほか２筆
農事組合法人たらぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字下仁原１７５７番ほか６筆

２　認可年月日
令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県公告第４６５号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第５項の規定により公告する。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
瀬上　丈治	熊本市東区鹿帰瀬町	熊本市東区鹿帰瀬町３１７番２
瀬上　丈治	熊本市東区鹿帰瀬町	熊本市東区鹿帰瀬町４７番
嶋村　鎮雄	熊本市東区画図町所島	熊本市東区画図町大字所島字山王５４９番ほか２筆
宮﨑　豊生	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字宮ノ本２９４番ほか４筆
有限会社グリーンファーム	熊本市東区戸島本町	熊本市東区戸島町１４８２番１
河野　晃平	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字中島割８８１番１
松村　昭典	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字船藏１３７２番・１３７３番・１３７４番合併１
小﨑　守充	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字南実底１１５３番７ほか１筆

内田　勤矢	熊本市西区河内町大多尾	熊本市西区河内町岳字椎山１２番１５０ほか１筆
田尻　祐司	熊本市西区河内町面木	熊本市西区河内町面木字釜ケ額１１３番１ほか５筆
田尻　真也	熊本市西区河内町面木	熊本市西区河内町岳字岳ケ原１２１９番ほか２筆
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区今町字下古河原７８３番ほか４筆
株式会社ミチファットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区畠口町字無田口七八ノ割１６６６番１ほか７筆
原田　哲也	熊本市南区中無田町	熊本市南区中無田町字六反田９１２番
志垣　明宏	熊本市南区富合町小岩瀬	熊本市南区富合町小岩瀬字中島４４１番ほか１１筆
岡本　栄一	熊本市南区富合町小岩瀬	熊本市南区富合町菰江字神田４１６番
瀬上　丈治	熊本市東区鹿帰瀬町	熊本市北区兎谷三丁目３３５番１ほか４筆
工藤　保孝	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字金屋町５１８番ほか６筆
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡嘉島町大字上六嘉字徳ノ前１１７番
井芹　康雄	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字南三箇字大坪８１３番ほか２筆
錦郷川農事組合法人	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字中山字古閑９３番１ほか５筆
井芹　康雄	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字南三箇字大坪８１２番ほか４筆
大森　初美	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字中山字中原６０８番２
株式会社菊池未来農場	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字新山２９２６番２０８ほか１筆
石川　友也	阿蘇市波野波野	阿蘇市波野大字波野字上横堀１４９４番ほか２４筆

２　認可年月日
　令和元年（２０１９年）１１月２６日

登載依頼

熊本県農業振興促進審議会公告第１号

令和元年度（２０１９年度）第１回熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりです。

令和元年（２０１９年）１１月２６日

熊本県農業振興促進審議会　会長　中嶋　憲正

１　開催日時
　令和元年（２０１９年）１１月２８日（木）
　午前１０時から１２時まで
２　開催場所
　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
　熊本県庁　行政棟本館５階　審議会室
３　議題
（１）　農業振興地域の区域の変更について
（２）　市町村の農業振興地域整備計画の変更について
４　傍聴者の定員
　１０人
５　傍聴手続

（１）　傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
（２）　傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

６　問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県農業振興促進審議会事務局（熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課農振班）
（電話０９６－３３３－２３６５　ダイヤルイン）